

令和4年3月10日

第12回

玉東町農業委員会総会議事録

熊本県玉名郡玉東町農業委員会

令和3年度第12回玉東町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年3月10日（木） 午後1時30分から午後2時15分

2. 開催場所 玉東町福祉センター 2階 研修室A

3. 出席委員（11名）

会長	1 番	山野信也		
会長職務代理者	3 番	坂口政文		
委員	2 番	徳山道也	4 番	安田令司
			5 番	高田千代美
	6 番	前田眞由美	7 番	清田伸一
			8 番	清田春行
	9 番	田尻稔男	10 番	小山省三
			11 番	松本正利

推進委員 （山口）上野 勝 （二俣西）藤本浩人
 （白木）鬼塚忠正 （原倉東）清田勝次

4. 欠席委員（0人）

5. 議事日程

日程第1 議事録署名委員及び会議書記の指名
日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第3 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第4 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について
日程第5 議案第4号 その他

6. 農業委員会事務局職員

局 長 古閑康広
審議員 岩川康幸

7. 会議の概要

事務局

ただ今から、令和3年度玉東町農業委員会第12回総会を開催いたします。はじめに、山野会長よりご挨拶をお願いいたします。

山野会長

挨拶

事務局

ありがとうございました。

玉東町農業委員会会議規則第6条の規定により、本日の出席者数は全員出席のため~~（一名で過半数を満たしておりますので）~~、総会が成立していますことを報告いたします。

また、同規則第4条の規定より、議長は会長が務めることとなっておりますので、これからの議事進行は、山野会長にお願いします。

議長（山野）

それでは、これより議事に入ります。

まず、日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。

玉東町農業委員会会議規則第13条に規定する議事録署名委員ですが、私より指名させていただきます。

議事録署名委員は7番清田伸一委員、10番小山委員を指名します。また会議書記に農業委員会事務局の岩川審議員を指名します。

よろしくお願いします。

つづきまして、日程第2、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請については3件あがっております。1番、2番については、関連しておりますので一括して審議を行います。それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号の農地法第3条の規定による許可申請について
＝1頁、議案第1号、1番、2番について議案書をもとに朗読＝
それでは、詳細について説明いたします。

譲受人は現在20歳でみかんの栽培を家族でされています。今回、規模拡大のため申請地を買い受けるため申請されるものです。申請地につきましては5ページをご覧ください。

なお、実質審査要件の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件につきましては、すべてを満たしているものと考えます。可否について審議をお願いします。

議長（山野）

説明が終わりましたので、地区委員さんの意見を求めます。

徳山委員

2 番（徳山）	譲渡人の方は二人とも高齢で後継者もいらっしゃいませんので、譲受人が継続してみかんの栽培をされるということで問題は無いかと思えます。
議長（山野）	はい。ありがとうございました。ただ今、地区委員さんからの説明がありました。次に推進委員さんからの意見をお願いします。
推進（清田）	徳山委員と同じく何の問題ありません。
議長（山野）	ただいま推進委員さんから説明がありましたが、皆様方からの質疑はありませんか。
全委員	ありませんか。
議長（山野）	無いようですので、採決を行います。議案第 1 号の 1 番、2 番について、承認される方は挙手をお願いします。 （全員挙手）
議長（山野）	賛成多数。よって議案第 1 号の 1 番、2 番は、承認されました。 続きまして、議案第 1 号の 3 番について事務局から説明をお願いします。
事務局長	＝ 2 頁、議案第 1 号、3 番について議案書をもとに朗読＝ それでは、詳細について説明いたします。 譲受人は現在 46 歳で、米、麦を 14 ha、果樹を 3 ha、家族で経営されており、今回、規模拡大のため申請地を買い受けるため申請されるものです。申請地につきましては 6 ページをご覧ください。 なお、実質審査要件の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件につきましては、すべてを満たしているものと考えます。可否について審議をお願いします。
議長（山野）	説明が終わりましたので、地区委員さんの意見を求めます。 田尻委員
9 番（田尻）	梨の作付けをされていました。譲受人も梨の栽培をされていますので特段問題はありません。

事務局長	はい。ありがとうございました。ただ今、地区委員さんからの説明がありました。次に推進委員さんからの意見をお願いします。
推進（鬼塚）	何ら問題はありません。
議長（山野）	ただいま推進委員さんから説明がありましたが、皆様方からの質疑はありませんか。
	ありません。
議長（山野）	無いようですので、採決を行います。議案第1号、3番について、承認される方は挙手をお願いします。 （全員挙手）
議長（山野）	賛成多数。よって議案第1号、3番は、承認されました。
議長（山野）	つづきまして、日程第3、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請については今回2件の申請がっております。まず1番から事務局より説明をお願いします。
事務局長	＝3頁、議案第2号、1番について議案書をもとに朗読＝ それでは詳細について説明いたします。 譲受人は、現在、町外の借家に子どもと二人で居住されており、母の世話をしなければならないので実家近くの土地を探しており、実家近くの譲渡人の所有する農地を譲り受け、今回申請されるものです。 申請地につきましては、7ページをご覧ください。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で第2種農地と判断します。この申請地の他に代わるような土地も周辺にないことから、許可相当であると考えます。 ご審議の程、よろしくお願いします。
議長（山野）	説明が終わりましたので、地区委員さんの意見を求めます。 坂口委員
3番（坂口）	地図を見てもらうとわかるように、四方とも住宅に囲まれていて、入口も共有の名義で特段問題はありません。

事務局長	はい、ありがとうございました。ただ今、地区委員さんからの説明がありました。次に推進委員さんからの意見ををお願いします。 上野推進委員
推進（上野）	特に問題はありません
議長（山野）	ただいま推進委員さんから説明がありましたが、皆様方からの質疑はありませんか。
2 番（徳山）	入口はどこになりますか
事務局	入口はセブンの前からの進入になります
議長（山野）	他に無いようですので、採決を行います。議案第 2 号、1 番の案件について、承認される方は挙手をお願いします。 （全員挙手）
議長（山野）	賛成多数。よって議案第 2 号、1 番については、承認されました。 つづきまして、2 番について事務局より説明をお願いします。
事務局長	＝ 3 頁、議案第 2 号、2 番について議案書をもとに朗読＝ それでは詳細について説明いたします。 譲受人は、現在、町外の借家に、妻、子ども 2 人の 4 人で居住されていますが、子供が大きくなり、現在の住まいでは手狭になってきたため、実家近くで土地を探しており、父が所有する農地を譲り受け、今回、申請されるものです。申請地につきましては、8 ページをご覧ください。農地区分は、10 ha 以上の農地の広がりがあるため第 1 種農地と判断しますが、不許可の例外で集落に接続して設置されるものであり、この申請地の他に代わるような土地も周辺にないことから、許可相当であると考えます。 ご審議の程、よろしくお願いします。
議長（山野）	説明が終わりましたので、地区委員さんの意見を求めます。 清田伸一委員
7 番（清田）	特に問題は無いかと思います。

議長（山野）	はい。ありがとうございました。ただ今、地区委員さんからの説明がありました。次に推進委員さんからの意見をお願いします。
推進（藤本）	別に問題はありません。
議長（山野）	ただいま推進委員さんから説明がありましたが、皆様方からの質疑はありませんか。
3 番（坂口）	入口はどこになりますか。 分筆されているのは何ですか。
事務局	写真の右側からの進入になります。分筆されているのは町道です。
議長（山野）	他にありませんか。無いようですので、採決を行います。議案第 2 号、2 番の案件について、承認される方は挙手をお願いします。 （全員挙手）
議長（山野）	賛成多数。よって議案第 2 号、2 番については、承認されました。
議長（山野）	続きまして、日程第 4、議案第 3 号農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局から説明をお願いします。
事務局長	9 ページをお開きください。（朗読） 10 ページをお開きください。 議案第 3 号につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、玉東町長から令和 3 年 2 月 25 日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められているところでございます。 11 ページをお開きください。（総括表の説明） 12 ページをお開きください。 今回の申請は、農用地利用集積計画のうち新規の利用権設定の賃借権が 3 件です。面積は、樹園地が 8 筆で 13,724 m²です。 なお、対価の支払い方法等につきましては右側備考欄に記載のとおりであります。

事務局長

次に、公社利用による所有権移転につきましては、13ページと14ページをご覧ください。13ページが公社からの売り渡して、田が1筆の2,230㎡です。14ページが公社の買い取りで、樹園地が2筆の3,882㎡です。当事者、物件及び対価等は、そこに記載のとおりです。

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件であります。

- ① 農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。
- ② 利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件である、耕作の事業に供すべき農用地の全てについて耕作を行うと認められ、農作業に常時従事し、対象農地を効率的に利用すると認められること。
- ③ 対象農地の関係権利者全ての同意が得られていることの各要件を満たしております。

以上です。

議長（山野）

説明が終わりましたので、何かご質問はありませんか。

議長（山野）

異議が無いようですので、議案第3号、農用地利用集積計画の決定については（案）のとおり決定致します。

議長（山野）

続きまして、その他ですが事務局から何かありませんか。

事務局

・あっせん申し出について

議長（山野）

それでは以上をもちまして、玉東町農業委員会第12回総会を閉会いたします。

閉会 午後2時15分

上記のとおり議事録に相違ないことを証するためここに署名捺印する。

令和4年3月10日

玉東町農業委員会会長

⑥

7 番委員

⑥

10 番委員

⑥